

平成 27 年度 生活保護受給者・生活困窮者の就労の促進に関する
協議会の開催について

1. 趣 旨

- 平成 27 年 4 月 1 日から生活困窮者自立支援制度（以下「制度」という。）が施行され、生活保護受給者・生活困窮者の就労自立に向け、福祉事務所設置自治体を中心となって、ハローワークや民間事業者等の主体が連携し、様々な支援を包括的に行っていくこととなった。
- その中でも就労支援は、本人にとって経済的な自立に資するのみならず、社会参加や自己実現、知識・技能の習得の機会であり、ひいては地域社会の基盤強化に寄与するものである。
- 生活保護受給者・生活困窮者の中には、直ちに通常の一般就労が可能な者もいれば、配慮をすれば就労できる者や、就労の準備段階を経れば就労可能となる者など、様々な状態像がある。その就労支援に当たっては、できるだけ多くの民間事業者の協力を得て、一般就労や就労体験等の機会を一件でも提供いただきたいと考えており、これは、民間事業者に社会貢献をお願いするという側面だけでなく、人材確保を支援できるという面も持つものである。
- 以上のような趣旨で、昨年度も「生活保護受給者・生活困窮者の就労の促進に関する協議会」を開催し、関係団体各位から生活保護受給者・生活困窮者の就労支援に対する協力の意向等をいただいたが、今年度も各団体からの参加とともに、傘下団体におけるさらなる取組の推進をお願いするものである。

2. 日 時：平成 28 年 1 月 27 日（水） 10：30～（70 分）

3. 場 所：中央合同庁舎第 5 号館（厚生労働省）専用第 14 会議室（12 階）

4. 参加団体

- 全国社会福祉協議会
- 全国社会福祉法人経営者協議会
- 全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会
- 全国社会就労センター協議会
- 全国就労移行支援事業所連絡協議会
- 全国救護施設協議会
- 全国老人福祉施設協議会

- 日本生活協同組合連合会
- ソーシャルビジネス・ネットワーク

5. オブザーバー

- 日本農業法人協会
- 農林水産省農村振興局
- 全国知事会
- 指定都市市長会
- 全国市長会
- 全国町村会

6. 厚生労働省の参加者（予定）

- 竹内厚生労働副大臣
- 社会・援護局長
- 総務課長
- 保護課長
- 地域福祉課長
- 生活困窮者自立支援室長
- 消費生活協同組合業務室長
- 福祉基盤課長
- 職業安定局総務課訓練受講者支援室長
- 職業安定局派遣・有期労働対策部企画課就労支援室長
- 職業能力開発局能力開発課長

7. 議事

- 竹内厚生労働副大臣挨拶
- 生活困窮者自立支援法の施行状況等について（厚生労働省）
- 事例発表（A' ワーク創造館 就労支援室長 西岡 正次氏）
- 各団体におけるこれまでの取組状況や今後の取組方針について
- 社会・援護局長挨拶